

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先数	派遣料金の 平均額	派遣労働者の 賃金の平均額	マージン率※
238	22	37,668	22,941	39.10%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

2. 教育訓練に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	実施時間
情報セキュリティ	新規就業者 在職者	Off-JT	弊社	無償	有給	1時間
能力向上研修	長期継続中の 希望者	Off-JT	弊社	無償	有給	年8時間

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結可否：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2026年8月31日